

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 3 月 31 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

## (別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600740号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600275号

### 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月19日の標準賞与額を35万円、平成16年12月21日の標準賞与額を25万円、平成17年8月26日の標準賞与額を21万5,000円、同年12月20日の標準賞与額を14万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年8月  
④ 平成17年12月

請求期間①から④までにおいてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、当該賞与を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された労働保険確定賃金表、同社の回答及び複数の同僚から提出された賞与明細書の写しにより、請求者は、当該各請求期間において事業主から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書の写しにより、請求期間①及び②については、

当時の厚生年金保険料率（請求期間①は 135.8/1000、請求期間②は 139.34/1000）により算出された厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できるものの、請求期間③及び④については、当時の厚生年金保険料率（請求期間③は 139.34/1000、請求期間④は 142.88/1000）ではなく、誤った厚生年金保険料率（135.8/1000）により算出された厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、請求者も各請求期間において、当該同僚と同様に厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、労働保険確定賃金表により確認できる賞与額及び複数の同僚の賞与明細書を基に推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 35 万円、請求期間②は 25 万円、請求期間③は 21 万 5,000 円、請求期間④は 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

また、請求期間①から④までの賞与支給日については、A社が平成 25 年 12 月 19 日付けで年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）に記載されている賞与支払年月日及び同社の顧問社会保険労務士の陳述から、請求期間①は平成 15 年 12 月 19 日、請求期間②は平成 16 年 12 月 21 日、請求期間③は平成 17 年 8 月 26 日、請求期間④は同年 12 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各請求期間の請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 25 年 12 月 19 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。